

## 本巢市新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援助成金支給要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市内に店舗、工場又は事業所等（以下「事業所等」という。）を有する事業者が新型コロナウイルス感染症防止対策を実施した際にその費用の一部を助成することにより、市内事業所等の支援及び事業継続を図るとともに市民の安全・安心を確保することを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成金の支給を受けることができる者は、市内に事業所等を有する事業者で、岐阜県が発行する新型コロナ対策実施店舗向けステッカーの交付を受け、新型コロナウイルス感染防止対策を実施しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、助成金の支給はしないものとする。

(1) 本巢市税条例（平成16年本巢市条例第53号）第3条に規定する市税を完納していない者。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定により徴収の猶予を受けた者は、この限りでない。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号、第2号又は同条第7項第1号のいずれかの事業を営む者

(3) 本巢市暴力団排除条例（平成24年本巢市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又は破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に所属している者

### (助成対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）、経費、助成率及び助成限度額は、別表のとおりとする。

### (対象期間)

第4条 助成金の助成対象期間は、令和3年4月1日から令和4年12月31日までとする。

### (助成金の支給申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本巢市新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請する事業所等の外観及び内観の写真

(2) 助成対象事業に係る衛生用品若しくは備品の品名・規格、数量及び購入日が記載された領収書の写し又は支払証拠書類の写し

(3) 衛生用品若しくは備品の購入状況又は設置状況の分かる写真

(4) 施設改修を行った場合は、改修に係る費用の詳細及び内訳が分かる領収書の写し又は支払証拠書類の写し

- (5) 施設改修の実施状況が分かる写真
- (6) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（助成金の支給決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、本巣市新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援助成金支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に助成金の額を通知するとともに、助成金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の審査により、助成金の支給が適当でないと認めるときは、本巣市新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援助成金不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金支給決定の取消し等）

第7条 市長は、前条第1項の規定により助成金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に支給した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象事業	経費区分	対象経費	助成率	助成限度額
新型コロナウイルス感染防止対策のために実施する事業	衛生用品購入費及び備品購入費	（衛生用品購入費） マスク、消毒液、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、ペーパータオル、アクリル板、透明ビニールシート、使い捨て用容器、その他市長が認めるもの （備品購入費） パーテーション、非接触型体温計、店頭販売用机、保温機、空気清浄機、その他市長が認めるもの	当該経費の10分の10	1事業所5万円まで（申請は、1事業所につき同一年内1回までとする。）
	施設改修費	床サインの設置、換気能力向上のための機器取付、ビニールカーテン設置、トイレ手洗いの自動水洗化、購入単価が20万円を超える備品の購入、その他市長が認めるもの	当該経費の2分の1	1事業所20万円まで（申請は、1事業所につき同一年内1回までとする。）

## 備考

- 1 助成対象事業を事業所等内にて実施し、かつ、直接的に感染防止対策につながるもの以外は対象外とする。
- 2 助成対象事業と同一の経費において、他の助成制度による財政的支援を受ける見込みのある事業に対する経費は対象外とする。